

第16回
会津美里町農業委員会定例総会

令和7年3月19日 金曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第16回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和7年3月19日 金曜日 14時00分～14時35分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	3番 眞鍋 伸太郎	
	4番 眞部 剛	
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	9番 大井 豊記	8番 福田 真実
	11番 村松 祐一	10番 柴崎 陽
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
	推進委員 長峯 巖	
	推進委員 上野 貞二	
	推進委員 梅宮 孝	
	推進委員 佐藤 健一	
	推進委員 山内 祐太郎	
	推進委員 佐々木 宏光	
	推進委員 齋藤 武美	
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 8名出席／10名	

4. 議事録署名人 3番 眞鍋 伸太郎 4番 眞部 剛

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、8番 福田真実 委員から欠席の届けがありました。また、10番 柴崎陽 委員より遅れるとの連絡がありました。過半数の委員が出席しており、会議規則第7条の規定により、この総会が成立することを報告いたします。なお、推進委員の佐藤和人委員、元木博人委員が都合により欠席であります。

事務局次長 それでは、ただいまから、第16回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局 長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
3番 眞鍋伸太郎 委員、4番 眞部剛 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。

【農地法第3条関係】

議 長 それでは議事に入ります。

議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。まず、42番を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号42番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は米田字米沢〇番 外〇筆 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。受付番号42番の説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
42番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、42番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、43番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 事務局 説明願います。

事務局次長 受付番号43番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。申請農地は字竹原〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり300,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは質疑に入ります。43 番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、43 番について原案のとおり決定いたします。

《 ○○委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。まず、所有権移転について、事務局説明願います。

事務局次長 議案第 58 号 所有権移転については 1 件です。
受付番号 2 番、移転する者は ○○さん、移転を受ける者は ○○さんです。
移転農地は字新沼ノ上○○番 田で○○㎡、価格については 10a 当たり、450,000 円で決定しました。なお、あっせん会議を開催しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。佐々木弘則委員より報告をお願いいたします。

佐々木(弘)委員 受付番号 2 番、令和 7 年 2 月 25 日 会津美里町本庁舎 2 階 204 会議室においてあっせん会議を行いました。出席者は、野中充 委員と私、事務局次長、出し手の○○さん、受け手の○○さんであります。はじめに○○さんから受け手として、あっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、○○さんから「地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい」とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、○○さんは町内で約 12.1ha の農地について、水稻と野菜の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定して

おります。価格につきましては、受け手、出し手ともに、10a 当たり 450,000 円との希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、10a 当たり 450,000 円とすることで合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 58 号の所有権移転は、原案のとおり決定しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、利用権設定を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、受付番号 251 番から 282 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 251 番から 282 番までは原案のとおり決定いたします。

【農用地利用集積等促進計画案への意見について】

議 長 次に、議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画案への意見について を審議いたします。本案件は、農地中間管理機構を通じた農地の貸借でありますので、内容の説明は省略して審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
まず、27 番から 30 番を議題といたしますのでこれより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、27 番から 30 番は原案のとおり決定いたします。次に 31 番、32 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により〇〇委員は退席願います。

《 〇〇委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 31 番、32 番は原案のとおり決定いたします。

《 〇〇委員 着席 》

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。

【会津美里町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について】

議 長 次に、議案第 60 号 会津美里町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 本案件は、国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に伴い、会津美里町農業委員会の農地移動あっせん基準を改正するもので、地域計画との整合性を図るよう、国の要領の内容に合わせるための改正であります。20 ページから 24 ページまで、左欄に改正後、右欄に改正前のあっせん基準を記載しております。

1 点目は、20 ページ、第 3 条の「農用地等の権利を取得させるべき者の要件」 について、 これまでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 4 条に規定する、農地中間管理機構等が権利を取得させるべき者に含まれていましたが、これを削除し、改正後は「農業を営む者」とし、「地域計画に位置付けてられている者はあっせんの候補者名簿に登録されているとみなす」と記載いたします。

2 点目は、21 ページ、中段の第 4 条のあっせんの順位について、これまでの順位を削除し、認定農業者または認定就農者を優先するという記載といたします。

3 点目は、21 ページ、左欄下段の第 6 条は、地域計画区域内において、あっせんにより権利を取得させるべき者として勘案する基準を国の要領に合わせて新設するもので、地域計画区域内においては、計画に沿った農業を担う者へあっせんする旨を記載するものです。また、24 ページ別表 1 の基準面積については、国の要領において、市町村の平均経営面積を下回らないよう設定することになっております。平均経営面積は改正前においては 2015 年農林業センサスの数値を用いた基準面積となっておりましたので、2020 年農林業センサスの数値を用いた基準面積とし、これまでの 260a から 320a へ変更するものです。

主な改正点は 4 点となりますが、その他、今回の改正において、誤字等についても国の要領に合わせた文言に修正しております。また、別表 2 の目標面積については、会津美里町農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の数値を目標面積として用いておりますが、営農類型の 4 の経営規模の面積について、1 箇所、平成 27 年当時の数値となっておりましたので、併せて改正いたします。なお、今回の改正は、国の要領に合わせたものとはなりますが、改正内容については県に事前確認をしております。この議案が可決されますと、県へ認定申請を行い、変更認定された後に改正後のあっせん基準が成立するという流れになっております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 60 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 60 号は原案のとおり許可することに決定しました。
これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と
したいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 40 号、第 41 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 40 号は 3 件の届出がありました。詳細については相続案件なので省略いた
しますので、お読み取りをいただきたいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 報告第 41 号、合意解約については 7 件提出されております。それぞれの理由によ
り両者合意の上、解約がなされたものでありますので、詳細はお読み取りいただ
きたいと思います。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

事務局 議長、ご苦勞様でした。それでは、閉会の言葉を職務代理者お願いします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をしていただきまして誠にありがとうございました。この後、引き続き合同会議がありますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第16回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 14:35 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和6年3月19日

議 長 _____
(間船 一男)

議事録署名人 _____
(3番 眞鍋伸太郎)

議事録署名人 _____
(4番 眞部 剛)